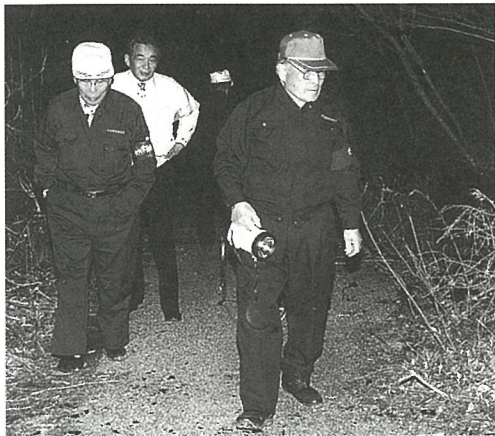


不法投棄を絶対なくそう

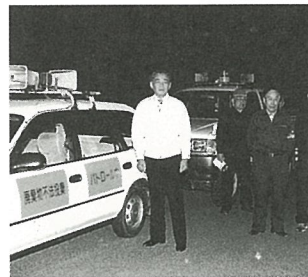
「しないさせない」を合言葉に
夜間パトロールを実施

ここ数年、不法投棄発生件数は減少傾向にあります。山林や沼地、宅地開発の未分譲地には、所によって家電製品や生ごみなどの不法投棄が、特に夜間に集中して捨てられるケースが後を絶ちません。

このため、警察署の協力を得ながら不法投棄監視員8名のみなさんと、去る4月5日に夜間の監視パトロールを実施しました。特に異状はありませんでしたが、今後も引き続き夜間のパ



不法投棄の現場をパトロール



トロールを実施していきます。なお、不法投棄現場を発見したら、住民課環境係まで連絡してください。

☎84 1211内線1222

火葬場の建設計画

八日市場市ほか三町環境衛生組合では、八日市場市の山桑地先に火葬場を建設する準備を進めています。施設の完成は平成13年度を目指しています。

公表 ダイオキシンの類の 測定結果は……

八日市場市ほか三町環境衛生組合で、焼却施設と周辺土壌（7地点）、最終処分場放流水のダイオキシン類測定を行いましたので、公表します。

①焼却施設の測定値
1・13ナノグラム
基準を下回る結果となっています。

★現在の規制基準値
80ナノグラム
1ナノグラムは10億分の1グラムです。

●平成14年12月以降の規制基準値は、5ナノグラムとなりますが、これに対しても問題のない測定値となっています。

②周辺土壌測定結果
7・8ピコグラムから50ピコグラム

●1ピコグラムは1兆分の1グラムです。
暫定基準を下回る結果となっています。

★暫定基準値
1,000ピコグラム
土壌については、現在基準値はありませんが、暫定基準値が設定され規制されています。

③最終処分場放流水測定結果
0・000008
ナノグラムから0・000014
ナノグラム

★基準値
水質については、現在規制基準はありません。
※ダイオキシン類調査については、毎年実施していきます。

6月1日は人権擁護委員の日

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が定められ、これにより国民の基本的人権を擁護し見守る、民間人による人権の番人の機関が誕生しました。

最近、わが国の経済社会状況の複雑困難化や国民の価値観の多様化が進む一方、物質的な豊かさのみを追い求め、心の豊かさをはぐくむことに必ずしも意を用いない風潮や、自己の権利のみを主張し、他人の人権を軽視する傾向などが見受けられるなかで、種々な人権侵犯事象が数多く発生するなど、人権問題はなお深刻な状況にあります。こうした中、平成7年から「人権教育のための国連10年」が開始され、平成9年7月には、その国内行動計画が策定され、普段から家庭、学校、職場、地域社会など種々な場面で、人権とは何かということを一人ひとりが考え、人権尊重の意識を高めることが強く求められています。

そこで、法務省と全国人権擁護委員連合会では、こ

れを機会に、一人ひとりが身近な差別や偏見について考え、人権を尊重する社会作りのきっかけとなるよう、そして、各人が心と心のネットワークで結ばれ、人権尊重の輪を広げてほしいとの願いを込め、啓発活動重点目標を「考えよう、あなたの人権、わたしの人権」ひろげよう心と心のネットワーク」と定め、積極的な啓発活動を展開しています。町でも、法務大臣から委嘱を受けた5名の人権擁護委員のみなさんが毎月第3水曜日（当日が祭日の場合は翌日）午後1時から3時まで町民会館で人権相談所を開設していますので、気軽に相談ください。

法務局の 人権相談

日時 毎週水曜日（当日が祝日の場合は翌日）
午前10時～11時45分（ただし、12月28日から1月4日までを除く）
場所・問合せ
千葉地方法務局八日市場支局

☎72 03334